

記入注意

1 一般事項

- (1) 調査票には、青インキまたは黒インキを用いて、明りように記入して下さい。
- (2) 調査票に記入する数字は、すべて1、2、3などのように算用数字を使用して下さい。
- (3) 数字を記入する場合は、それぞれ注記にある単位未満は四捨五入して記入して下さい。ただし割合を記入する場合は、個々の割合について四捨五入し、合計が100%になるように記入して下さい。
- 注：四捨五入した割合の合計が100%にならないときは、最も大きな割合を定めるものによって調整して下さい。
- (4) 調査事項ごとに、その調査事項全部について、該当がないときは、各欄にしないでも左上から右下に斜線を引いて下さい。しかし調査事項の一部に該当がなくても、他は空白となる場合は「0」と記入しないで空白のままにしてください。ただし昭和37年4月1日以前から引続き休業している商店はその必要はありません。

2 調査事項

- (1) 商店名
 - (a) 個人商店は原則として商号、屋号を記入して下さい。それがない場合は出資者の氏名を記入して下さい。
 - (b) 法人組織の商店は略称でなく、正税の名称を記入して下さい。
- (2) 商店所在地
 - (a) 一定の区画または建物内にあるときは、その区画または建物の名称を、たとえば「〇〇市内某」或「〇〇ビル2階」のように付記して下さい。
- (3) 経営組織
 - (a) 支店、出張所の場合は、本店、本社を経営組織によって下さい。
 - (b) 法人控をもたない「組合」「個人」として下さい。
 - (c) 「その他の法人」には、財団法人、社団法人または地方自治体の経営する商店などがります。
- (4) 商店の本支店別
 - (a) 「支店のない商店」とは、1企業1商店のことをいいます。本店のある本店とは、法人または個人商店で同一企業に属する支店を他の場所にもついている「本店」のことをいいます。この場合支店は、本店に限りません。商業以外の事業(サービス業、倉庫業など)を営んでいる事業所を他の場所にもついている場合も含まれます。また「本店」として形式上の本店をいい、法人企業では、商業登記簿に記載された本店、個人企業では営業の本拠となっているものもいいます。
 - (b) 「支店」とは支店の名称をもつ事業所のほか、たとえば営業所、販売所、売場、出張所などのような名称で主として商品の販売を行なっている事業所も含まれます。また、主事業所が商店でない場合も「支店」とします。
 - (c) 「支店」に〇印を付けたときは、さらに本店の主要業務の区分に従って、A、B、Cのうちの1つを付して下さい。
 - (d) のれんを分けてもらって、名称は〇〇支店と称しているものでも、かつとも経営者が異なれば、表面上の名称に拘泥しないであらうとして「支店のない商店」または「支店のある本店」として下さい。
- (5) 資本金額または出資金額
 - (a) 資本金額または出資金額は、会社または組合(法人格のあるもの)の組織の商店のみ記入して下さい。
 - (b) 支店などの場合は、本店を含めた企業全体の資本金額または出資金額を記入して下さい。
 - (c) 株式会社の場合は、払込資本額を記入して下さい。
- (6) 商店の開業年
 - (a) 商店の開業年とは、この店が現在の場所で現在の事業を始めた年をいいます。
 - (b) 支店等の場合は、本店の開業年ではなく、その支店が開業された年を記入して下さい。
- (7) 売場面積
 - (a) この店が商品を販売するために使用している売場の床面積延数を記入して下さい。したがって、店または売場を他の店から借りて経営している場合であっても、実際に使用している売場の面積を記入して下さい。
 - (b) 売場面積には陳列棚、ショーウィンドウ、客の接待場所、客

用の階段、通路、および洗面所を含み、事務室、倉庫は除いて下さい。

- (c) 自己製の商品を販売している小売業者の場合の商品を製造するための作業所および薬局の調剤室の面積は、含めなくて下さい。
- (8) 従業者数
 - (a) 従業者とは、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
 - (b) 昭和37年7月1日(または、これに最も近い給与締切日)現在の在籍者について記入して下さい。若業者とは、毎日出勤しているということだけでなく、賃金台帳にのっているということでもあります。したがって、他から派遣されている者は除きます。また同一企業内でも他の本店または支店から派遣されている者も含まれません。しかし長期契約者で1か月以上いかなる給与も受けていない者は在籍者でも含まれません。
 - (c) 「個人事業主」とは、個人(法人格のない組合を含む)経営の商店の主人をいいます。
 - (d) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって、主としてその店の仕事に従事している者をいいます。しかし、給与を受けている者は、このうちに入りません。(小売店に限りませんが)。
 - (e) 「有給従業者」とは、会社では社長、取締役、監査役など、また、団体では理事、監事など法人の役員であって、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
 - (f) 「常務従業者」とは、一定の期間を定めないで、または1か月以上その期間を定めて雇用している者をいいます。個人事業主の家族であって商店を支配している者もここにります。また過去2か月間にたがわらず18日以上雇用し、または過去6か月間にわたって重労働を60日以上続けた臨時・日雇の従業者もここに含まれます。
 - (g) つぎに掲げる者も、常用従業者とします。
 - (i) 新聞、牛乳等の配達はして雇用されている学生、生徒
 - (ii) 児童、徒弟等少づかゝ親族の給与を支給されている者
 - (iii) 個人事業主の家族で一定の給与を支給されている者
 - (iv) 家事手伝いなどで家事のほかは店に仕事に従事している者
 - (v) 電気業者などの少人数のセルスマン
 - (h) 「臨時・日雇の従業者」とは、50日未満の期間を定めて雇われる者および自ら受雇される者もここにります。したがって、臨時に雇われた者であっても、(c)の条件に適合する者は、常用従業者とします。
 - (i) 自己製の商品を販売している小売業者は、製造に従事している者も含めて記入して下さい。
- (9) 年間商品販売額の仕入先別割合
 - (a) 商品仕入先割合は、昭和37年7月1日から昭和37年6月30日のまでの1か年間の販売実績について、その販売額(販売額といえない場合はその期間の仕入額)の仕入先別割合によって記入して下さい。
 - (b) 製造販売、製造間接の場合は、その製造品の販売額の割合を「自己製の商品」欄に記入して下さい。
 - (c) 商品仕入先の地域区分は、商品の生産地または発元元には関係なく取引の相手方の所在地によって記入し、業者名は取引の相手方の業者区分によります。したがって、たとえば製造会社の経営する販売所より仕入れた場合、仕入先の地域区分はその製造所の所在地であり、その業者区分は「生産業者」でなく「卸業者」のものとします。
 - (d) 仕入先の国内、国外の区分は自己の店で直接通関手続きをとって、商品を仕入れたか否かによりします。たとえば国内にある外国商社と日本商社が取引し、外国商社が通関手続きをとって商品が外国から運送されたときの仕入先は、(A) 日本商社の場合は、国内 (B) 中国にある外国商社の場合は、国外となります。
 - (e) 「生産業者」欄には製造業、農林水産業、鉱業等の生産者からその生産品を採入れた場合に記入します。
 - 注 ① 製造会社の本社と取引したときは「生産業者」となりますが製造会社の販売店経営または製造会社と提携する販売会社と取引したときは「生産業者」とはしないで「卸業者、その他」とします。
 - ② 金銀、くす、繊維、くす、紙、くす等の商物、中古品等一般家庭等から購入したときは、すべて「卸業者、その他」とします。

(11-1) 商品販売額

商品販売額については、つぎのように記入して下さい。(a) 商品の代金を受け取ったときは、商品の引渡以前でも代金受取時をもって販売が行なわれたものとします。(b) 商品を引渡(売渡)したときは、その時をもって販売が行なわれ、かつ、代金が全部支払われたものとして、金額を計

- します。
 - (c) 預託、試験およびチケット販売の場合は、商品を引渡したときに、その代金の金額を販売額として計上して下さい。
 - (d) 他に販売を委託した場合は、委託者よりその代金を受け取ったとき、または、販賣の運動があったときに、販売額に計上して下さい。
 - (e) 商品券の販売額は商品販売額に計上しないで、その商品券によって商品を引渡したときにその分だけ販売額に計上して下さい。
 - (f) 試用販売の場合は、代金の入金ときに販売額に計上して下さい。
 - (g) 預荷証券、貨物引換証券および倉庫証券による販売の場合は、証券を引換譲渡したときに販売額に計上して下さい。
 - (h) 商品売買の代理を行なっている場合および他から商品販売の委託を受けている場合は、その取扱額を販売額として計上して下さい。
 - (i) 自家消費(業務用を除く)した商品は、その金額を販売額に含めません。
 - (j) 損毀、物品毀損などの間接減価販売額に含めません。
 - (k) 商品の代理(受託品の商品を含む)を行なっている場合は、「総販売額中代理による取扱額割合」欄にその総販売額中に占める割合を記入して下さい。
- (11-2) 商品名
- (a) 商品名は、別表の商品分類表によって、卸売したときは卸売部門の商品名を、また小売したときは、小売部門の商品名を記入して、卸売、小売の区分を明記して下さい。
 - (b) ガソリンスタンドにおける石油およびその製品はすべて卸売として計上して下さい。
 - (c) 該当する商品名がつかない場合は、過去1か年間の販売額のうち最も多いものを記入し、販売額が総額の1%に達しない商品については「他」の「他」という名称で一括して最後の欄に記入して下さいます。ただし「その他」は総額の1割を越えないようにして下さい。
 - (d) この分類表でなくにも異なるが不明のものは、その具体的な商品名(商標名でない)と品名そのものを(明かす有)と卸売小売かの区別を記して下さい。
- (11-3) 商品手持額
- (a) 商品手持額は、調査日(昭和37年7月1日)現在で、この店が販売の目的で保有している手持商品の金額を記入して下さい。調査日現在による手持額は、より決算日現在よりもきつかつかえりません。
 - (b) 商品手持額は、つぎのように記入して下さい。
 - (i) 商品手持額の増減は、仕入原価によります。ただし、それが困難な場合は、時価または販売原価のいずれによってもきつかつかえりません。
 - (ii) 営業倉庫または他の場所にある自庫倉庫、店倉等に保管している商品も商品手持額に含めます。
 - (iii) 製造間接、製造小売業および飲食店等が所有している原材料および半製品は含めません。
 - (iv) 買入れた商品が調査日現在において輸送中であつたり、また売手の手元にある場合でも、これを商品手持額に含めます。
 - (c) 他から販売を委託されている商品(受託品)は、この店の商品手持額に含め、また、他へ販売を委託している商品(委託品)は、この店の商品手持額に含めません。つまり委託販売の場合においてはその商品は委託品の所有者になります。その手持については任意委託品の手持して取り扱います。
 - (d) 同一商品について卸売と小売を行っている場合は、便宜卸売部門の商品名の手持額を合算して下さい。
- (11-4) 修理料・サービス料、仲立手数料等の取入額
- (a) 商品を販売するかわり、それに付随して修理またはサービス業を営んでいる場合は、その修理料またはサービス料を記入して下さい。修理料またはサービス料等は、時計屋で時計を販売するかわり修理する場合の修理料、あるいは洋服屋における畳の裏返しおよびふとん屋における綿の直し賃等サービス料金をいいます。
 - (b) 仲立業務を行なっている場合は、その手数料収入を記入して下さい。
 - (c) 「業務内容」欄には、たとえば「時計修理」「現像、焼付け」「電業工事」「牛馬仲立」等のように具体的に記入して下さい。
- (11-5) 年間商品販売額中、卸売したものの販売先別割合
- (a) この欄には、年間商品販売額のうち卸売額について、その割合を、定められた区分によって、それぞれの該当欄に記入

- し、各欄の合計が100%になるようにして下さい。したがって卸売と小売を合わせ行なっているときは、卸売商品の販売額のみを記入して下さい。
 - (b) 「同一企業内の移動」とは、同一企業に属する本店支店または支店相互間において取引されたものをいいます。
 - (c) 「同一企業内の移動」欄とそれ以外の各欄を重複する場合、その割合を「同一企業内の移動」欄に記入し、それ以外の各欄には記入しないで下さい。たとえば小売業者が営んでいる同一企業に属する支店に販売した場合は、その割合を「小売業者へ販売したものの」欄に記入しないで「同一企業内の移動」欄に記入して下さい。
 - (d) 会社、官庁などに送附されている直営の厚生施設に、たとえば洋服、家庭用品などを販売した場合は、「小売業者へ販売したものの」欄に記入して下さい。
 - (e) 「国外へ直接販売したものの」とは、直接外国に販売(自己の名で通関し輸出)したことをいひ、輸出向の商品を輸出するあるいは国内の外人商社に販売したものは含めません。
- (11-6) 年間商品販売額の販売方法別割合
- (a) つぎの販売方法の区分に従って、販売額の割合をそれぞれの該当欄に、その合計が100%になるように記入して下さい。
 - (b) 「現金販売」とは、商品を販売する際、商品と引替えに代金を受け取る場合および商品引渡し前に代金の全額を受け取ることを行います。
 - (c) 小切手、商品券による販売は「現金販売」とします。
 - (d) 「チケット販売」とは、チケット発行団体(信用販賣会社、専門協会、商店会等)が発行する証券(チケット、クーポン等)と引替えに商品の引渡しをする方法を含みます。
 - (e) 「信用販売」とは、商品の販売に際しあらかじめ定められた基準に従って、その代金を2か月以上その期間にわたり、かつ、3割以上に分割して受取ることを買手と契約した場をいいます。また、相手方に銀行等を指定して、2か月以上の期間にわたり、かつ、3割以上に分割して預金させ、その預金のうち商品からその代金を受け取ることを契約するもの(いわゆる文化預金方式)もここに含めます。ただし、商品の代金を全部現金した後に商品を引渡す場合は「現金販売」の欄に記入して下さい。
 - (f) 「掛売」とは「クレジット販売」「借付販売」以外の信用販売をいいます。その主たるものとしては販売(商品の引渡しの際に代金の全部または一部を後日の支払いとするもの)および手形が含まれます。
 - 注 ① 新聞の月決め購読料金は、月の途中で支払いをすることがあつても振替とします。
 - ② 有価証券(手形を除きます)、商売等との物々交換、商品の自家消費に相当「現金販売」に含めます。
 - ③ ガソリンなどのチケット販売は、販売と見なされます。
- (11-7) 営業経費
- (a) 「営業経費」とは、商品仕入額を除く一切の営業上の経費をいいます。製造間接、製造小売業の場合の原材料内原費、委託加工費は経費に含めません。
 - (b) 所得税、法人税、租税、附随税、市町村民長等経費としましては、事業用土地、建物にかかるとる固定資産税、自動車税、事業税、関税、酒税、物品税等が該当します。
 - (c) 「給与額」とは、会社、団体の専任役員、常用従業者、臨時日雇の従業者等、その両方の従業者に対して支払つたか、または、支払われなければならない金額をいいます。
 - 注 (A) 源泉所得税、住民税、健康保険料金等は控除しないであらうとして記入します。
 - (B) 現物給与は含めません。
 - (C) 利益金区分としての重役賃金は含めません。
 - (d) 「その他の営業経費」とは、商品仕入額および給与額を除く一切の営業上の経費をいいます。その主なものは、つぎのとおりであります。
 - ① 家賃、地代、広告費、包装運賃、通信運賃、修繕費、燃料費、電料料、賃借料、賃借料、運賃、手形料、送料、倉庫料、倉庫費、雑費、送料、印刷料、雑費等、大衆計上の支出は、原則として含めませんが、家賃、電料料、電料料、水送料などは営業上と区分ができていないものは便宜含めて下さいます。
- (11-8) 備考欄
- (a) 昭和36年7月1日以降に開業した商店は、その開業した年月日を記入して下さい。
 - (b) 昭和37年4月1日以前に休業した商店は、その休業した年月日を記入して下さい。